

医療・介護・障害者福祉等の「公定価格」引き上げについての意見書

2022年より続く物価上昇は、第二次オイルショック期に匹敵するものとなっており、2025年においても2.4%前後の消費者指数上昇が予想されています。こうした中で、地域の住民生活を支える病院・診療所、介護事業所、障害者福祉事業所などが深刻な経営危機を生じています。一般企業においても、物価上昇による経費増大を販売価格に転嫁することには苦慮するものですが、医療・介護・障害者福祉等の分野においては、その事業の多くが公的な保険・福祉施策に基づくサービスであり、収入は診療報酬など「公定価格」によるため、事業所の裁量で転嫁を行うことができません。また物価上昇を理由に患者・利用者に上乗せの費用負担を求めることも、原則として認められていません。

特に医療の分野では、昨年6月の診療報酬改定が物価上昇を大きく下回る本体0.88%にとどまったため、今年2月に全国保険医団体連合会が行った調査に4658医療機関が回答し、実に90%を超える医療機関が「光熱費・材料費などが補填できていない」「人件費が補填できていない」と回答しています。他の分野でも同様の傾向が生じています。また、令和6年の1人平均賃金改定率は全産業平均で4.1%であったのに対して、「医療・福祉」分野では2.5%にとどまっており、人手不足の深刻化が懸念されます。

今回の診療報酬改定は令和8年、介護報酬および障害者福祉サービスの報酬改定は令和9年となっていますが、現状ではそれまでに事業の運営、継続が困難になり、地域の医療、介護、障害福祉サービス等の提供体制を維持できなくなることが懸念されます。

国におかれては、医療・介護・障害者福祉等の「公定価格」を、事業継続が可能な水準にすみやかに引き上げることを強く求めます。

記

1. 診療報酬・介護報酬・障害者福祉サービス報酬などの「公定価格」について、物価上昇に応じた引き上げを、次期改定を待たず緊急に行うこと。
2. 経費増大への対応だけでなく、全産業平均水準での賃上げが可能な引き上げを行うこと。
3. 上記の「公定価格」引き上げに際しては、高額療養費制度など患者・利用者負担の上限額については、当面これを据え置くこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年6月20日

大和高田市議会